

文書提出命令申立書に関する意見書(1)

平成16年(モ)9351号

申立人 シャムスリ外8396名、WALHI

被申立人 東電設計株式会社

上記当事者間の文書提出命令申立事件につき、被申立人より8月27日付けで意見書が提出されたので、反論する。

2004年10月22日

東京地方裁判所第49民事部 御中

申立人ら訴訟代理人

弁護士 浅野 史生

弁護士 大口 昭彦

弁護士 奥村 秀二

弁護士 籠橋 隆明

弁護士 河村 健夫

弁護士 小島 延夫

弁護士 沙々木 瞳

弁護士 島村 美樹

弁護士 松浦 由加子

弁護士 古 川 美

弁護士 幸 長 裕 美

第1 必要性に関する反論

1 東電設計の主張

被申立人東電設計は、文書提出に関する意見として、まず各文書に提出の必要性がないという点をあげている。

そして、①詳細設計(D/D)については、(申立人らが)「漫然と欠陥ダムと主張するのみ」との主張の他、「水上発電所関連施設がテロ攻撃対象として、保安上秘匿しておくべき多くの情報が集積されたものであることは明らか」などと主張して、必要性がないと述べる。また、かかる理は②詳細設計受注契約書についても妥当すると述べる。

次に、③コンサルタント契約受注契約書については、「仮に、融資3条件を PLN が意識していたとしても、それ自体 PLN が負担する義務の問題であり、これをもつて義務を委託する相手方である被申立人東電設計を規制する契約内容に盛り込むか否かは PLN の判断によるところであり、これを受注する被告東電設計には窺い知れないところ」であるから、申立人らの主張は「憶測」にすぎないと述べる。また、かかる理は④の進捗状況報告書にも妥当すると述べる。

さらに、⑤プロジェクト完成報告書については、上記③の書面について述べたことが妥当するほか、申立人らが文書提出命令において SAPS にプロジェクト完成報告書(しかも、補償に関する部分)が引用されていることを指摘した点については、「PLN の被告 JBIC への報告において、被申立人東電設計のプロジェクト完成報告書が引用されているに過ぎない可能性もあり、SAPS の同記事をもって、被申立人東電設計の被告 JBIC への報告義務を推認させるものではない」と述べる。

そこで、被申立人東電設計の上記主張の誤りにつき、逐一反論することとする。

2 詳細設計について

(1) 被申立人東電設計は、申立人らが「漫然と欠陥ダムと主張するのみ」と主張するが、それは誤りである。

申立人らは、例えば

- ① 水没予測を誤り、湛水開始後に移転を余儀なくされた集落の例があること
- ② ダム建設において、樹木の伐採を行わないままに湛水を開始したために、水質が著しく悪化したまま放置されていること
- ③ ムアラ・タクス寺院を保護するために築造される予定であった遙増が、現在に至るまでまったく建設されていないこと

④ 電力需要が恣意的な数字を基礎データとして予測されており、「架空の電力需要」に基づいてダムが建設されたこと

など、具体的な事実を挙げて、ダムが欠陥ダムであると主張しているのであり、決して「漫然と」欠陥ダムであると主張しているわけではない。

むしろ、被申立人東電設計の方が、申立人らの上記主張に対して、ダム建設及び湛水による水害防止のために必要だからこそ事前に築堤される必要があるムアラ・タクス寺院周辺の堤防について、「湛水前の築堤が条件となっていたわけではない」から「基本的監理行為とはいえない」などと、まったく意味不明の議論を展開し、ただただ「欠陥はなかった」という主張を同義反復する結果となっている。

上記の事実経過を一瞥すれば、被申立人東電設計の主張が具体的な根拠を全く欠くことは明らかである。

(2) 被申立人東電設計はまた、「水上発電所関連施設がテロ攻撃対象として、保安上秘匿しておくべき多くの情報が集積されたものであることは明らか」などと主張している。

そして、その例証として「インドネシアにおいては、2002年10月21日にバリ島で死者187名に上る爆弾テロ事件が発生していることは耳目に新しく」などと述べる。

しかしながら、被申立人東電設計のかかる主張は、まさに「テロが通れば道理が引っ込む」とでもいべき、アメリカによる「テロとの戦争」論に悪乗りした議論であって、一笑に付し葬り去られるべき主張である。

すこし、敷衍する。

まず、被申立人東電設計は、申立人らが本件コトパンジャンダムのダムサイト関連施設が公開されていると指摘した点について、「仮に、公開されているとしても、一般経験的に、見学により認識できる範囲は外観など自ずから一部であり、設備の基幹部分など非公開部分があることは周知の事実である」などと述べる。

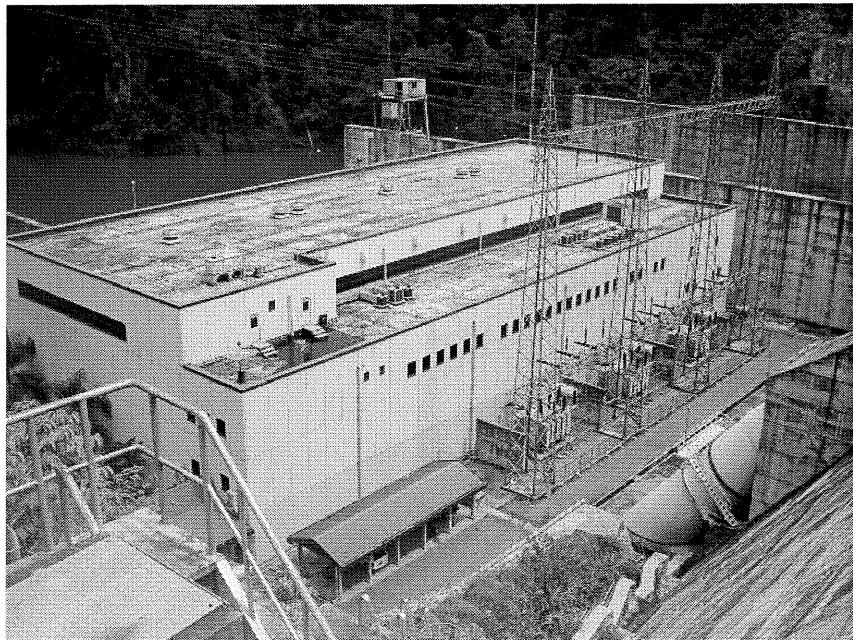
この「仮に、公開されているとしても」なる被申立人東電設計の文言こそ、被申立人東電設計が現地調査を懈怠していることの証左である。

現地の実情は、以下のとおりである。

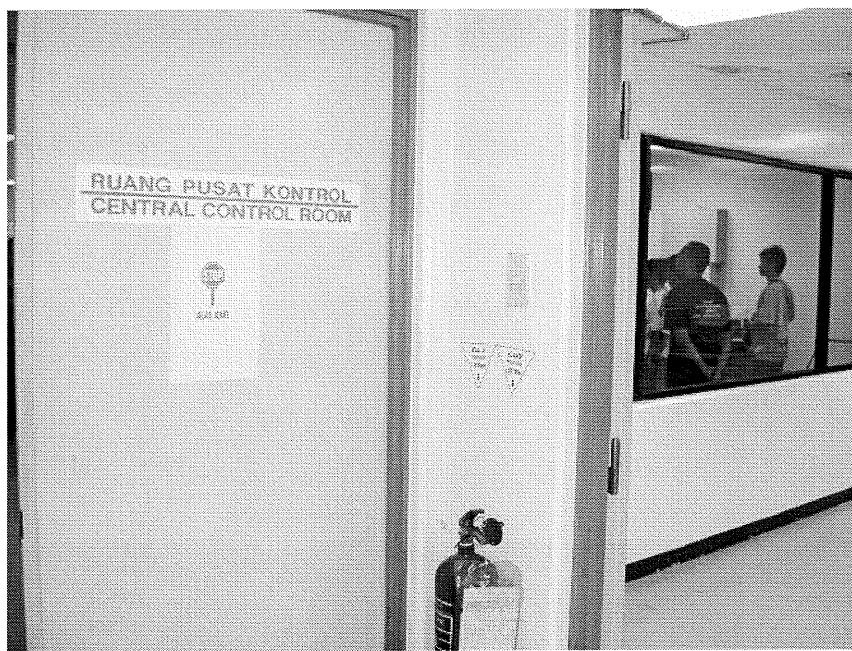
2004年1月、コトパンジャンダム被害者住民を支援する会メンバーが現地調査をおこなったところ、ダム外観はおろか、ダム発電所取水口・ダム発電諸施

設本体内部・ダム発電所コントロールルーム・ダム発電所発電設備本体など、ダムの主要施設全てが公開対象となっていた。ちなみに、ダム発電所の所長は現地調査団に対して「何か説明して欲しいところはないか、他に見たい場所はないか」との趣旨の発言もしており、施設の説明と PR に熱心な様子が窺われた。

以下、2004年1月当時撮影されたコトパンジャンダム発電所内部の写真を示す。



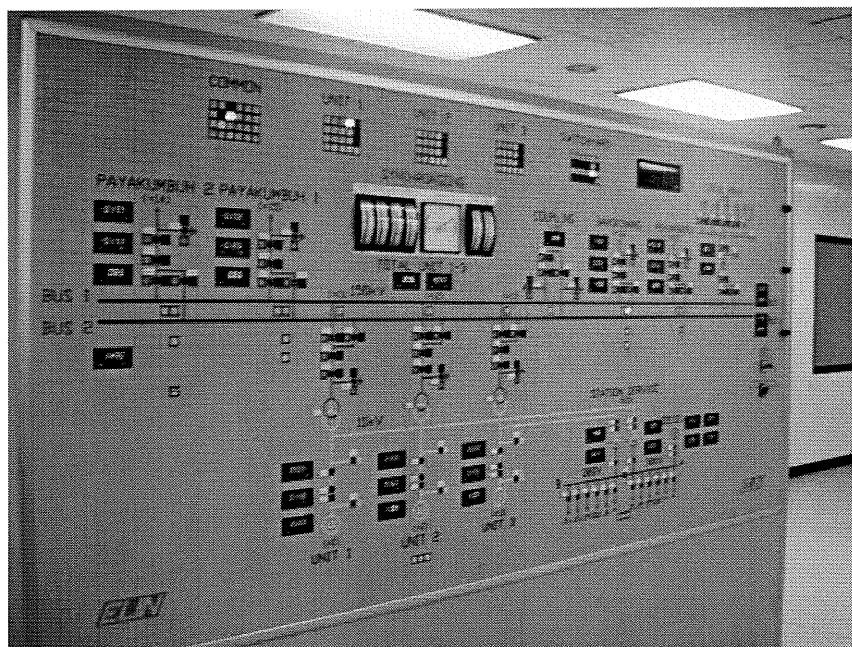
(ダム発電所家屋の全景)



(ダム発電所中央制御室。「CENTRAL CONTROL ROOM」との表示がある。制御室内部にいるのは、所長の説明を聞く現地調査団)



(ダム発電所発電ユニット。水力発電所の心臓部分である)



(発電所中央制御室の制御板。発電所の所長が快く発電状況を説明した)

申立人は、被申立人東電設計が繰々主張する「保安上の理由」について、再三にわたり、抽象的な言葉を振り回すのではなく事実などに基づいた具体的な主張に改めるよう、要請してきた。

それにもかかわらず、被申立人東電設計は、「被告東電設計としては施設公開の有無は承知していない」(被申立人意見書2頁)などと述べており、保安上の必要なる理由がまったく根拠に基づかない憶測であることを自白している。現地調査を懈怠し、「一般経験的に」「周知の事実」といった抽象的な言葉に寄りかかった「保安上の理由」など存在しないことは明白である。

なお、被申立人東電設計は、バリ島におけるテロ事件を引いて「保安上の理由」を補強するようであるが、これこそ「テロ戦争」のイメージを安易に利用し、事実関係の調査不足を覆い隠そうとする不誠実な論拠である。

そもそも、2002年のバリ島におけるテロ事件は、バリ島中心部において外国人宿泊者が多数集まるディスコを標的として敢行されたものである。独特的ヒンドゥー教を基軸とした観光地であるバリ島と、イスラム教が中心となるコトパンジャンダム周辺地域とでは環境もまったく異なる上、ディスコハウスを標的にしたテロを水力発電所の保安の必要性に援用しようとするなど、牽強付会もいいところである。

上記より、被申立人東電設計が主張する「保安上の理由」が存在しないことは明らかである。

3 詳細設計受注契約書について

被申立人東電設計は、文書提出の必要性の議論について詳細設計(D/D)における議論を援用すると主張するため、申立人も上記反論を援用する。

しかしながら、詳細設計受注契約書については、D/Dと完全に同一内容ではなく、3条件履行に関する条項などが整理されて記載されている可能性がある点を付言しておく。

4 コンサルタント契約受注契約書について

- (1) 被申立人東電設計は、コンサルタント契約受注契約書について、「仮に、融資3条件を PLN が意識していたとしても、それ自体 PLN が負担する義務の問題であり、これをもって義務を委託する相手方である被申立人東電設計を規制する契約内容に盛り込むか否かは PLN の判断によるところであり、これを受注する被告東電設計には窺い知れないところ」であるから、申立人の主張は「憶測」にすぎないと述べる。

しかし、被申立人東電設計のかかる主張は、どう考えても常識はずれのためにする議論である。

- (2) 訴訟の進行に伴い、被告 JBIC により、融資3条件については原告が主張したとおりの内容であることについて「大要認める」との認否が提出されるに至っている(被告 JBIC 第5準備書面9頁)。

ところで、確かにコンサルタント契約受注契約自体は PLN と被申立人東電設計との間で締結されているのであるが、仮に、コンサルタント契約受注契約が被告東電設計において融資3条件の履行監督につき何らの義務も負担しないとの内容となっていたのであれば、当然ながら被申立人東電設計は PLN に対して融資3条件についての履行状況などの報告をあげることはないであろう。

その場合、PLN あるいは PLN を通じたインドネシア政府は、融資3条件の履行状況につき、まったく情報を得ないと言う事態に陥る。融資3条件は、例えば、

「ダムの貯水開始にあたり以下の条件が満たされていること

住民移転が完了していること

移転地において、移転した住民に対し、移転以前と同等かそれ以上の生活水準が確保されていること

事業が完成するまで、3ヶ月ごとに進捗状況報告書及び環境モニタリング報告書を OECF に提出すること」

といった内容を含んでいるのであるが、被申立人東電設計が融資3条件に関する報告をおこなわない場合、かかる条項に違反してしまうことになる。

- (3) コンサルタント契約受注契約の発注者である PLN が、自らの義務違反を導くような契約を締結するはずもないから、コンサルタント契約受注契約書には融資3条件の履行状況についての監理条項が含まれていると考えるのが自然である。

事実、被申立人東電設計は、進捗状況報告書が3ヶ月に1回の提出を要していたという点については、「費用の支出に関するもの」との限定付きながら認めざるを得なくなっている(この限定が成り立たない点については後述する)。

その他の報告義務についても、コンサルタント契約受注契約書の提出があれば明らかとなる。

- (4) なお、被申立人東電設計は、コンサルタント契約受注契約書に融資3条件の履行チェックに関する条項があるかという議論に関し、「(かかる融資3条件に関する条項を)契約内容に盛り込むか否かは PLN の判断によるところであり、これを受注する被告東電設計には窺い知れないところである」などと主張する(意見書3頁)。

しかし、被申立人東電設計は、F/S、D/D、コンサルタント契約受注契約、それに基づく監理行為と一貫して本件コトパンジャンダム建設に関わってきた当事者である。コンサルタント契約受注契約のはるか以前からコトパンジャンダム建設に関与し、当然ながら融資3条件については知悉している当事者である。

あたかも前後の事情をまったく知らない者が突然コンサルタント契約だけを受注しました、といわんばかりの被申立人東電設計の主張は欺瞞的であることを指摘しておく。

5 進捗状況報告書について

- (1) 被申立人東電設計は、進捗状況報告書についてはコンサルタント契約受注契約書に関する議論を援用するとしているが、その中で「費用支出に関するもの」と限定をつけながらも報告義務が存在したことを認めていた点が注目される。
- (2) 被申立人東電設計が認めた「費用支出に関する報告義務」なる義務と、被告JBIC が認めた融資3条件の内容としての報告義務は、4半期ごと(3ヶ月ごと)という点で期間が一致する。

従って、被申立人東電設計が負う報告義務は、融資3条件の内容としての報告義務の一環、一部であると思慮される。

ところで、融資3条件の内容としての報告義務は、
「ダムの貯水開始にあたり以下の条件が満たされていること
　住民移転が完了していること
　移転地において、移転した住民に対し、移転以前と同等かそれ以上の生活水準が確保されていること
事業が完成するまで、3ヶ月ごとに進捗状況報告書及び環境モニタリング報告書をOECFに提出すること」
という記載の体裁になっている。住民移転・補償水準に言及した後に進捗状況報告書の提出を求めているという記載の体裁からして、進捗状況報告書の内容は、費用支出に関する報告にとどまらず、住民移転の状況・補償の状況・移転後の生活状況などに関する報告を含むことは明らかである。
被申立人東電設計は、費用支出についての報告義務を負うにとどまることなく融資3条件の履行状況についての報告義務を負っており、これに関して4半期ごとの報告を行っていたと見るのが自然である。

(3) その余の部分については、コンサルタント契約受注契約書において申立人らが主張した議論を援用する。

6 プロジェクト完成報告書について

- (1) 被申立人東電設計は、プロジェクト完成報告書について、コンサルタント契約受注契約書にについて述べたことが妥当するほか、申立人らが文書提出命令においてSAPSにプロジェクト完成報告書(しかも、補償に関する部分)が引用されていることを指摘した点について、「PLNの被告JBICへの報告において、被申立人東電設計のプロジェクト完成報告書が引用されているに過ぎない可能性もあり、SAPSの同記事をもって、被申立人東電設計の被告JBICへの報告義務を推認させるものではない」と主張する。
- (2) 被申立人東電設計の主張のうち、コンサルタント契約受注契約書に関する議論は既に反論済みであるので、SAPSに関する点についてのみ反論する。
被申立人東電設計の上記主張は、まったく反論になっていない。
そもそも、申立人らが提出を求めている文書は「被告東電設計からインドネシア国営電力公社(PLN)に対し提出された「プロジェクト完成報告書」」であり(7月30日付申立書記載の通り)、提出されたあと完成報告書がPLNから被告JBICに対する報告において引用されたか否かなどという事情は、提出の必要性に何ら影

響を与えない。

申立人らは、完成報告書については PLN に提出されるとともに控えが被告 JBIC に送付されたと考えているが、完成報告書が直接被告 JBIC に届こうと、PLN を通じて報告されようと、いずれにせよ完成報告書の内容を検討すれば被申立人東電設計が融資3条件の履行状況についての報告義務を負っていたことが判明するのであって、完成報告書提出にいたる経緯が問題だなどとは、申立人としては一言も主張していない。

被申立人の上記主張は、いたずらに争点をそらし、混乱させるものであって主張自体失当である。とにかく、SAPS に完成報告書が引用され、その内容として補償に関わる記載があるということは客観的な事実であり、被申立人東電設計が融資3条件の履行をチェックする義務があるかについて積極的に争っている以上、完成報告書の提出に関する必要性が認められることは明らかである。

第2 文書提出義務に対する反論について

1 被申立人東電設計の主張の概要

被申立人東電設計は、申立人らが提出を求めた各文書について、文書提出の一般的義務との関係では、受注契約書類が「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」(民訴法220条第4号ニ)に該当するとし、詳細設計及び報告書類は「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」(同条項)に該当するほか、全ての文書について技術・職業上の秘密に関する事項(民訴法220条第4号ハ)が記載されているものと主張する。その上で、全ての文書について利益書面(民訴法220条第3号前段)に該当しない旨主張する。

そこで、以下被申立人東電設計の主張に理由がないことを示す。

2 専用文書に該当しない点について

「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」(民訴法220条第4号ニ)の意義については、新民訴が同条4号を新設して文書提出命令の一般義務化を定めたことと平仄を合わせて理解すべきとされる(『新民事訴訟法体系 理論と実務131頁・148頁など』)。すなわち、旧民訴法312条3号文書(利益文書及び法律関係文書)の拡張解釈に歯止めをかけるために「共通文書」概念との対比概念とし

て用いられてきた「自己使用文書」概念とは区別され、その適用範囲は狭く解されるべきであるという考えが一般である。「自己使用文書全般についての提出拒絶は、4号が新設されたことにより文書提出義務が拡大されたのであるから、全体として狭められるべきであろう」(同書152頁)との立場が一般である。

ところで、契約書類は当然ながら契約の相手方が存在する文書であり、詳細設計(D/D)は一般的に詳細設計が図書館で一般人に利用可能な形で公開されており、各種報告書類は後述するようにインドネシア NGO 等に交付されているのであって、いずれも「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」とは到底言えない。

従って、被申立人東電設計の主張が認められないことは明らかである。

3 技術・職業上の秘密に該当しない点について

被申立人東電設計は、申立人らが提出を求めた文書はいずれも技術職業上の秘密にかかわると主張する。

(1) ①詳細設計(D/D)②詳細設計受注契約書③コンサルタント契約受注契約書について

被申立人東電設計は、①詳細設計(D/D)②詳細設計受注契約書③コンサルタント契約受注契約書について「技術・職業上の秘密にかかわるものであることは明らか」と主張するが、その根拠については何ら理由を示すことができない。

ところで、SAPS における被害住民の水供給に関する記述に、下記の記載がある(第4章「事業影響を受けた世帯(PAFs)のための行動計画」4・1・2「水供給システム」の翻訳部分を示す。下線は申立人ら代理人註)。

「(3) 水質要件と処理基準

- ・・・各村における水供給のための地下水と表層水の利用可能性は、再定住の以前に実施されたエンジニアリング・アセスメントの過程で評価対象とされた。全ての村々は、この報告書を入手することはできなかった。しかし、そこに盛り込まれた情報によれば、いくつかの場所では、地下水の鉱物(マンガン)水準が、飲料水ガイドラインにより定められた限界値を超えていることが示されている」「(4) 水量面での必要性
- ・・・地下水の湧出量と深さは、再定住の以前に実施されたエンジニアリング・アセスメントの期間中の試掘杭により測定された。

全ての村々は、この報告書を入手できなかった。しかし、そこに盛り込まれた情報によれば、ほとんどすべての地域において、地下水位は、地表面からは浅い(1~4メートル)こと、また湧出量は家庭用ニーズをまかなうには十分すぎることが示されている。
不幸にして、このデータは、今回の評価作業においては、限られた価値しか有していない

かかる記載は、D/Dの一環(その一部)として実施されたエンジニアリングサービス(E/S)の調査結果が、現地住民村落の指導者的一部・あるいはインドネシア現地のNGOに渡されていたことを示すものである。そもそも、文書提出命令申立書に記載したごとく、D/Dは図書館などで公開されるのが通常であり、秘匿されるべき性質は有していない。

さらに、上述したとおり本件コトパンジャンダムはその発電所部分も含めて公開されているのであるから、上記各文書に「技術・職業上の秘密」など存在しないことは明らかである。

(2)④進捗状況報告書⑤プロジェクト完成報告書について

また、④進捗状況報告書⑤プロジェクト完成報告書については、そもそも被申立人東電設計の主張自体に深刻な矛盾がある。

すなわち、被申立人東電設計は④進捗状況報告書について「費用の支出に関するもの」でしかないと主張している(2004年8月27日付意見書4頁)。ところが、同じ書面において「技術・職業上の秘密」に該当すると主張する段になると突如、進捗状況報告書について「関係者の技術情報を含む」「被申立人とPLNとの間で行われる評価その他種々の協議の基礎をなす情報を記載したもの」と主張する(同意見書6頁)のである。全く同じ文書について、一方で費用支出に関するものに過ぎないとして内容を矮小化しつつ、他方で関係者の技術情報を含むとして内容を過大化するなどという行為自体、被申立人の主張の恣意性を浮き彫りにするものである。

また、上記各文書についてもSAPSにおいて

「プロジェクト完成報告書(PCR)によれば、補償金支払いの進捗は、以下のようにまとめられている。…さらに、PCRでは、湛水完了後、何人かの所有者がPLNに対してタンジュン、グヌンブンス、タンジュンパウ、タンジュンバリで貯水池によって孤立した地域と水没しなかつたその他の地域への補償要求を行った。」

と記載されていることから明らかなとおり、完成報告書類がインドネシアの NGO に渡されており、決して「秘密」に属する文書ではなかつたことは明白である。

自ら主導したコトパンジャンダム建設において、被害者住民らから提訴されるや一転して資料秘匿に務めるという被申立人東電設計の態度は、はなはだ不見識といわざるを得ない。

4 利益文書該当性について

被申立人東電設計は、「利益文書」の意義について「直接挙証者の地位や権利権限を証明し、又はこれを基礎づけるものであり、かつ、このことを目的として作成されたことを要する」と主張する。

この点、「利益文書」概念を限定的に解さない立場が主流であることについては、国に対する文書提出命令に関する当方意見書(11頁)にて反論しているので、これを援用する。

また、仮に被申立人東電設計主張に従い限定的に解した場合であっても、借款契約における融資3条件の位置づけ、及びそれを受けて被申立人が締結した契約書類・報告書類が直接被害住民の法的地位を基礎づける文書となることについては文書提出命令において述べたとおりである。

5 結論

以上より、被申立人東電設計の主張はいずれも理由がないものであるから、文書提出命令は認められるべきであると思慮する。